

税効果会計の税率適用指針案、公表 — ASBJ

去る12月4日、企業会計基準委員会は第325回企業会計基準委員会を開催した。

新規テーマ提言への対応

前回の委員会で基準諮問会議から提言を受けた次の2つのテーマについて、いずれも新規テーマとして取り上げることが事務局から提案された。

- ① 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い
- ② 確定給付企業年金の新たなしくみである「リスク分担型DB(仮称)」に係る会計処理

なお、①については実務対応専門委員会、②については退職給付専門委員会において対応することとされている。

税効果 — 繰延税金資産の回収可能性

これまでの議論を踏まえ、回収可能性適用指針の公開草案に対するコメントへの対応等について、事務局案が示され審議が行われた。

公開草案の21項等で用いられていた「合理的に説明できる場合」という表現については、前回同様「企業が合理的な根拠を

もって説明する場合」に置き換えることが提案された。

適用初年度の期首の影響額の取扱いについても、前回同様、適用指針の適用における会計方針の変更の範囲を特定し、当該項目を適用することで会計処理が異なることとなる場合には、適用初年度の期首の影響額を利益剰余金に計上するものとする方法が示された。

また、公開草案どおり、2016年3月期からの早期適用を認めることが提案された。

委員からは、「2016年3月期の早期適用を考えると時間的制約もある」などの声も聞かれ、おおむね「審議を尽くした結果であり事務局提案に賛成する」との意見であった。

今回の委員会(12月25日開催予定)で公表議決の予定。

税効果 — 適用する税率

これまでの審議を踏まえ、企業会計基準適用指針公開草案「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」の文案が事務局から提案され、出席委員全員の賛成で公表が承認された。なお、適用指針案は12月10日に公表されており、コメント

提出期限は2016年2月10日。2016年3月期から適用される予定である。

税効果会計に適用する税率は、現在は公布日基準とされているが、適用指針案は成立日基準に改めることとしている。

これまでの税率改正の際にも論点となった、「地方税法等を改正するための法律が成立しているが、改正地方税法等を受けた改正条例が成立していない場合」における超過課税による税率については、「改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率」とされている。そのうえで、当該「差分を考慮する税率」の算定は、原則として、次のいずれかの方法によることとされている。

- ① 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する。
- ② 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税率

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月12日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成27年12月分)	① 年末調整による過不足税額を調整した源泉徴収税額で納付する。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
2月1日(月) (1月末日が休日のため)	③ 給与支払報告書の提出(給与の支払者を経由して受給者の所轄税務署長) ④ 源泉徴収票・支払調書の提出および交付(所轄税務署長および受給者) ⑤ 固定資産税の償却資産申告書の提出 ⑥ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成27年11月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑦ 申告期限延長承認法人の確定申告 1カ月延長法人(平成27年10月期) 2カ月延長法人(平成27年9月期) ⑧ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑨ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑩ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑪ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、5、8月期)	④ 支払調書は原稿料、著作権使用料、税理士、弁護士、投資助言業務、プロ選手報酬等 ⑤ 1月1日現在の償却資産 ⑥~⑪ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。
(付記) 平成28年1月1日以降に開始する事業年度(課税期間)に係る申告書、提出する届出書、確定する支払に係る支払調書等にはマイナンバー(個人・法人)を記載することとされた。なお、法人番号は公表されるが、個人番号は特定個人情報とされ、その取扱いに留意する必要がある。		

法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する。

なお、いずれの方法でも、結

果として得られた税率が、改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とすることとされている。

会計

権利確定条件付き有償新株予約権の内容等の理解深める

—ASBJ、実務対応専門委

去る12月10日、企業会計基準委員会第79回実務対応専門委員会を開催した。

今回は、「権利確定条件付き従業員等に有償で発行される新株予約権（本新株予約権）の企業における会計処理」の検討にあたり、本新株予約権についてより深い理解を得るため、実務に携わる（株）プルートラス・コンサルティンクの報告をもとに、議論がなされた。

主な審議事項は次のとおり。

発行目的等

本新株予約権の発行目的は、発行企業の役員および従業員（役員等）等の財産形成の促進が一般的であり、権利確定条件は一定の業績条件の達成を条件にすることで、株式の希薄化懸念を払拭し、株主の理解を求めたいことを意図している。

権利確定条件

(1) 業績条件

各社さまざまな設定をしてい

るが、特定の事業年度の業績目標を達成することや、複数の事業年度のうち、いずれかの期で業績目標を達成すること等が挙げられ、設定内容は前記「希薄化懸念の払拭」を意図している。

(2) 勤務条件

「新株予約権者は権利行使時に当該企業または企業グループの従業員等であること、ただし任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある」と

取締役会が認めた場合はこの限りでないこと」の条件が付されていることが多いのは、従来の無償新株予約権の発行要項に基づいた設定であり、特段の意図はないと考えられる一方、退職した新株予約権者の住所や氏名等の管理における煩雑さの回避など、新株予約権者管理の点を考慮した設定とも考えられる。

また、同条件が付されていない場合もあり、その理由は発行時に在籍する役員を対象にす

今回の東芝事件のきつかけは、東芝の内部の人間による証券取引等監視委員会への通報であったとされている。東芝は内部通報制度を有しているし、ま

た多くの会計監査人も通報を受け取る窓口を用意している。にもかかわらず、なぜ証券取引等監視委員会への通報が行われたのであろうか？ 開示されている情報からは、証券取引等監視委員会への通報の前に東芝に内部通報が行われた事実はないと思われる。つまり、東芝の内部通報制度を利用したが、おもわ

しい結果が得られないので、証券取引等監視委員会への通報を行ったのではなく、最初から証券取引等監視委員会への通報が行われたようである。

今回の事件が第一に東芝の内部通報制度を利用して行われ適切に対応されていれば、異なった結果になったことは明白である。過去の状況が白日の下にさらされたことをよかつたとする考え方もあるが、企業本来の自浄作用の観点からは「不本意な結果」といわざるを得ない。

論点は2つあり、1つ目は「なぜ東芝の内部通報制度が利用されなかったか」であり、2つ目は「利用された場合に適切な対応ができたかどうか」である。本件はかなり長期にわたつ

ており、またその他の情報を追加して総合的に考えると2つ目の論点である「適切な対応ができたかどうか」について懐疑的にならざるを得ないが、今回は1つ目の論点に注目する。つまり、「会社の内部通報制度が利用されなかったことには理由があるはずだが、それは東芝だけの理由だろうか？」という

ことである。

米国では1990年代から、特にエンロン事件発生後、多くの会社が「内部通報制度」を有することになった。日本では、2002年に日本経済団体連合会が内部通報制度の導入を奨励したことから始まり、現在では上場企業のうち過半数の企業が導入していると想定される。

日本と米国では、メンタリテイの違いがあることは否めず、それは内部通報制度にも影響を与えているだろう。「多民族国家」である米国と「単一



民族国家」といえる日本では、他人を信じない度合いが違い、また米国は「司法取引」という制度も存在している国柄である。

以前にもこのコラムで触れたが、内部通報制度の先進国である米国では、SECへの通報者に報奨金（100万ドルを超える徴収金が発生した場合のみ、徴収金の10%〜30%）を支払う制度を有している。また、通報者の80%以上がSECへの通報前に内部通報していたとされており、内部通報では満足できなかったことがうかがい知れる。

さらに、SECは「報復からの保護」と「秘密の保護」を重要な方針として掲げており、実際に通報者に報復したとされる会社に罰金と報復の解除を命じている。一方、日本では、報復人事に関する訴訟が発生しており、報復人事が行われる可能性を示している。「内部通報すると通報者がすぐにわかってしまう」、「通報しても握りつぶされると」いう思いが通報者側にあると思われる。今後、内部通報制度を機能させるためには、これらの思いをどのようにして払拭するかにかかっているが、少なくとも通報者の名前が漏れることは絶対に避けなくてはならない。

長谷川 茂男（中央大学専門職大学院特任教授）

るものの、本新株予約権の発行が役員等の財産形成の促進を目的にしており、個人の資金を拠出した投資家としての地位を保護するため、付さないことが合理的との理由だと考えられる。

理の点を考慮したものである。
* 全体の議論をとおして、専門委員会からは「権利確定条件はそもそも、希薄化懸念を払拭するためのものなのか」等の疑問や、「勤務条件にインセンティブ効果はないのか」等、勤務条件の意味合いに関する質問などが聞かれた。

公正価値測定に関するASU案、公表—FASB

国際会計

去る12月3日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「公正価値測定(トピック820)・開示フレームワーク—公正価値測定の開示要求の変更」を公表した。本公開草案は開示フレームワーク・プロジェクトの二環である。開示フレームワーク・プロジェクトの目的は、GAAPで要求される情報をより明確に財務諸表利用者へ伝達することにより、財務諸表利用者にとって最も重要である「財務諸表の注記での開示」の有効性を改善することである。このプロジェクトでは、2014年3月に概念基準書の公開草案「財務報告のための概念フレームワーク(FASB概念基準書第8号)―第8章・財務諸表への注記」が公表され、現在

検討中である。また、2015年9月には、ASUの公開草案として「財務諸表の注記(トピック235)・開示が重要であるかどうかの評価」を公表した。次の段階として、個々のトピックでの開示について公開草案が公表されることになっていくが、本公開草案がその第一弾となる。

本公開草案では、主に、以下の3つの改訂を行っているが、私企業には一部の開示について特別の取扱いがされている。

- (1) 開示要求の削除
- 公正価値のヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替の金額と理由
 - レベル間の振替の時期のための方針

・レベル3に分類される経常的な(Recurring)公正価値測定の評価方針と手続

(2) 開示要求の修正

- 純資産価値で計算される投資に要求されている清算の時期と償還の制限がなくなる日の開示は、「投資先が時期を投資元報告企業に知らせたまたは公表した場合にのみ要求される」とした
- レベル3に分類される経常的な公正価値測定の不確実性を開示するにあたり、「将来の変動に関する感度度に関する情報」より「報告日現在の測定の不確実性に関する情報を伝えることを明確にした

(3) 開示の追加

- レベル1、レベル2、レベル3に分類される報告期間末に保有する経常的な公正価値測定について、その他の包括利益と損益に含まれる未実現損益の(レベル区分別の当期の変動)
- 重要な観察可能でないインプット(レベル3)として使用された定量的な情報の具体的な内容(幅、加重平均期間)

適用日は未定である。追加の開示については最近の期間にのみ要求され、その他の改訂は表示年度すべてに遡及して適用される。コメント期限は2016年2月29日である。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成27年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成27年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 16,032社
回答企業数 13,001社
回収率 81.1%

景況 ●**貴社の景況**
27年10～12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は28年4～6月期に「下降」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●**国内の景況**
27年10～12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用
27年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高
27年度は、0.2%の増収見込みとなっています(下期0.6%の減収見込み)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益
27年度は、4.8%の増益見込みとなっています(下期3.4%の減益見込み)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。

設備投資
27年度は、7.5%の増加見込みとなっています(下期6.7%の増加見込み)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		27年7～9月	27年10～12月	28年1～3月	28年4～6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	9.6	4.6	5.6	1.3
	製造業	11.0	3.8	4.0	0.0
	非製造業	8.9	5.0	6.4	2.1
中堅企業	全産業	5.7	3.5	2.3	▲0.9
	製造業	4.9	1.1	1.0	2.0
	非製造業	5.9	4.2	2.6	▲1.8
中小企業	全産業	▲11.2	▲7.7	▲7.9	▲4.6
	製造業	▲12.5	▲6.6	▲6.7	▲0.2
	非製造業	▲11.0	▲7.9	▲8.1	▲5.4

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		27年7～9月	27年10～12月	28年1～3月	28年4～6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	10.5	5.6	4.2	3.1
	製造業	9.8	4.6	2.6	1.4
	非製造業	10.9	6.1	5.0	3.9
中堅企業	全産業	7.4	3.9	0.1	0.3
	製造業	3.1	▲0.7	▲0.1	0.3
	非製造業	8.7	5.4	0.2	0.4
中小企業	全産業	▲8.8	▲8.3	▲10.1	▲7.5
	製造業	▲11.4	▲7.8	▲10.3	▲5.9
	非製造業	▲8.3	▲8.4	▲10.1	▲7.9

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年12月9日	公開草案「IFRS9号『金融商品』とIFRS4号『保険契約』の適用(IFRS4号の改訂案)」	IASB	IFRS9号と新しい保険契約基準の発効日が異なることによる一時的な問題に対処するもの。コメント期限は、2016年2月8日まで。 http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-Draft-December-2015/Pages/default.aspx	—
2015年12月10日	企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」の公表	ASBJ	繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる税率について、「税効果会計に係る会計基準」を適用する際の指針を定めるもの。コメント期限は、2016年2月10日まで。 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/zeikouka2015_2/index.shtml	2016年1月1日号 情報フラッシュ

米利上げを覆う2つの影

金融

12月15・16日に開催される米連邦準備制度理事会(FRB)の連邦公開市場委員会(FOMC)を前に、2つの要因で市場環境が変わりつつある。

まず1つ目の要因は欧州中央銀行(ECB)の金融政策だ。市場はドラギ総裁に大幅な緩和策を期待していた。しかし結果は、①金融機関がECBに預け入れる預金金利をマイナス0.2%からマイナス0.3%に下げ、②資産買入れプログラムを2017年3月まで6カ月間延長する、③現行の資産買入れプログラムの対象を国債のみならず地方債にまで拡大する、というものだった。

金利の下げ幅は緩和政策としては小さい。さらに、買入れ月額600億ユーロは増額しないために、実質的には国債の買入れを減額するために行ったようにみえる。実際には、株式市場ではリスク・オフの動きから相場が下落し、為替市場ではユーロが対ドル・対円で大きく買い戻された。

そして2つ目の要因は、原油価格の下落である。12月4日の石油輸出国機構(OPEC)の総会で減産見送りが決定され、

元々あった市場の供給過剰感が再び見直された感がある。

一方で、これまで世界の石油消費量増大分の半分を担ってきた中国経済の停滞が、世界の需要増加ペースを鈍らせるものと推測され、原油価格下落に拍車をかけている。

こうしたなか、それまでWTI先物価格で40ドルをサポートに推移してきた石油価格は、大きく37ドルにまで急落した。37ドルでは、アメリカのシェール

米欧ダイバージェンスの次の焦点

証券

最近の市場関係者の関心事といえは、米欧の金融政策の「ダイバージェンス」である。これは「金融政策の方向性の違い」のこと、米国が利上げ(金融引締め)を、欧州(ユーロ圏)が利下げ(金融緩和)を志向していることを指す。

米国の場合、12月4日に公表された雇用統計の数値が堅調であったという事情もあり、12月16日の金融政策発表での利上げが、現段階ではほぼ確実視されている(本稿執筆段階では政策発

ガス採掘企業の採算コスト割れになるといわれている。そして、そのシェール関連企業が資金調達手段としてきたハイイールド債も、ETFでみても10月以降、価格下落傾向を強めている。

市場は織り込んできたとはいえ、米FRBの利上げの実現後にこの動きを強める可能性は残っている。その場合、金利急上昇のリスクは加速し、世界の債券市場に対する影響は見逃せない。市場では2016年も数回のFRBによる利上げを見込んでいたが、FRBはこうした逆風のなかでの政策決定を追

られている。

表前)。

しかし、ユーロ圏では逆に、12月3日の欧州中央銀行(ECB)の政策理事会で「金融緩和の拡大」が決定された。内容は「0.2%だった超過準備預金に対するマイナス金利幅を0.3%に拡大する」というものだったが、それでも市場参加者からは「今回のECBによる金融緩和は十分だった」と評価されている。つまり、「ECBにはマイナス金利幅をさらに拡大する余地がある」というわけである。

ただ、金融政策をめぐる米欧の「ダイバージェンス相場」が無限に続くのかといわれれば、そうでもない。特に気がかりなのが、最近の原油価格の急落である。実際、英フィナンシャル・タイムズ紙(電子版)によると、2016年3月までに米国が0.25%以上の追加利上げに踏み切るとの予想は50%を割り込んでいる。

したがって、12月に米国が利上げを実施した場合、いったんは「米欧ダイバージェンス(つまりユーロ/ドル)の材料は出尽くし」となり、市場参加者の次の焦点は、もう1つの重要な極である円の動向に移ってくるだろう。

昔から、日本の株価(特に日経平均株価指数)はドル円相場と強い相関があることで知られている。日本銀行は黒田東彦総裁の就任以来、過去2回に及ぶ「サブプライズ緩和」により円安・株高を演出することに成功した。しかし、欧州で「グラダラ緩和」への警戒も生じる一方、米国の追加利上げ観測が後退すれば、短期的には対ドル・対ユーロともに円高圧力がかかりやすい。したがって、2016年の年初は、「円安バブル」で膨張した株価の調整には警戒が必要な局面といえるかもしれない。